

むつ市農業委員会
第 8 5 3 回総会議事録

むつ市農業委員会第 8 5 3 回総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 1 6 日（火） 1 5 時 0 0 分から 1 5 時 1 9 分

2. 開催場所 むつ市役所大会議室 A

3. 出席委員

○農業委員（16名）

議 席	氏 名
1	村 口 利 光
2	畑 中 光 政
3	鴨 田 輝 雄
5	柏 谷 均
8	中 嶋 寿 樹
9	面 村 一 松
1 0	坂 本 正 一
1 1	嶋 影 秀 子
1 2	林 忠 久
1 3	浜 田 昭 彦
1 4	立 花 幸 雄
1 5	蛭 名 修 一
1 6	齊 藤 榮 佐 男
1 7	佐 々 木 貢
1 8	杉 山 重 一
1 9	中 村 貞 幸

○農地利用最適化推進委員（9名）

地 区	氏 名
第 1 地区	蛭 名 俊 文
第 2 地区	山 田 紀 子
第 3 地区	山 本 幸 光
第 4 地区	田 中 慶 吾
第 5 地区	佐 々 木 武 美
第 6 地区	内 山 義 美
第 7 地区	菊 池 幸 子
第 9 地区	千 葉 好 二
第 1 0 地区	富 江 佳 奈 子

4. 欠席委員

○農業委員（2名）

議席	氏名
6	水戸隆璽
7	新堂真

○農地利用最適化推進委員（1名）

地区	氏名
第8地区	猪口和則

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について

議案第7号 非農地証明交付申請について

議案第8号 非農地証明交付申請について

報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

報告第5号 農地の転用事実に関する照会について

報告第6号 令和7年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

6. 会議に従事した職氏名

事務局長 野坂武史

次長 松尾智志

主幹 伊藤恭雄

主査 石田洋利

会計年度任用職員 石田美穂子

7. 会議録署名委員

1番 村口利光

2番 畑中光政

8. 会議記録者

農業委員会事務局主幹 伊藤恭雄

9. 会 議 の 概 要

	———農業委員会憲章唱和———
議長(坂本会長)	ただいまから、むつ市農業委員会第853回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は18名中16名で、定足数に達しております。 本日、6番水戸委員、7番新堂委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。なお、第8地区担当猪口推進委員は、欠席となっております。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において1番村口利光委員、2番畑中光政委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の伊藤主幹を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。 それでは、議案審議を行います。 議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。 議案第5号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。 申請地は、大字田名部字下平159番、面積6,081㎡を無償譲渡しようとする申請です。 申請理由は、譲渡人が県外在中で農地を維持できなく、譲受人がその農地を引き受けるためとのことです。 5月14日に、蛭名委員、齊藤委員、山田推進委員、事務局の4名で現地確認調査したところ、譲渡人が所有している農地であり、農地法第3条第2項各号に該当は見られず、許可しても良いと思われます。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がございましたらお願いいたします。
蛭名委員	特にありません。

議長(坂本会長)	ご苦労様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第５号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。 ありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。 よって、議案第５号は原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第６号、農地法第５条第１項の規定に基づく県知事の許可に係る意見についてを議題に供します。 議案第６号について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第６号、農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、ご説明いたします。 申請地は、むつ市大曲一丁目１７番５、面積４１３㎡、現況「畑」、農業振興地域内、農用地区域外、都市計画区域外の農地であります。 転用目的は、一般個人住宅を建設するための転用です。 転用目的に係る施設の概要等については、資料記載のとおりです。 ６月３日、林委員、佐々木貢委員、佐々木武美推進委員、事務局の４名により許可申請による調査をした結果、現況は畑として利用されていますが、周辺には住宅地が広がっており、農業用としての利用価値は低く、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、一般基準の規定にも特に問題はないことから、許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
林委員	特にありません。
議長(坂本会長)	はい。ご苦労様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第６号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。 ありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号は原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定いたしました。 次に、議案第7号、非農地証明交付申請についてを議題に供します。 議案第7号について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第7号、非農地証明交付申請について、ご説明いたします。 申請地は、大字田名部字小平館ノ内尻釜57番地、面積61,127㎡、登記「畑」、農地台帳「山林」、農業振興地域内、農用地区域外であり、所有者本人からの申請であります。 5月14日に蛭名委員、齊藤委員、山田推進委員、事務局で現地調査を行った結果、現地は山林化しており、農地としての機能を果たしていない状態でありました。 農地に復元するための物理的条件が著しく困難な土地と判断し、非農地証明認定(判断)基準4の(ア)に該当すると思われ、非農地と証明しても良いと考えます。 以上で、説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
蛭名委員	特にありません。
議長(坂本会長)	はい。ご苦労様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第7号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。 ありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号は原案のとおり、承認することに決定いたしました。 続いて、議案第8号、非農地証明交付申請についてを議題に供します。 議案第8号について事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第 8 号、非農地証明交付申請について、ご説明いたします。 申請地は、大畑町上野 9 7 番 2 3、面積 5 5 3 m²、登記「畑」、農地台帳「畑」、農業振興地域内、農用地区域外で、所有者からの申請であります。 5 月 2 9 日に畑中委員、柏谷委員、事務局で現地調査を行った結果、申請地は住宅地に位置しており、用途地域内の農地であります。 所有者は県外に居住しており、耕作するものはおらず、農地として維持し続けるのは困難であり、現在は草木が生い茂っている状態です。 以上のことから、非農地証明基準の 3 に該当すると思われ、非農地と証明しても良いと考えます。 以上で、説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
畑中委員	特にありません。
議長(坂本会長)	はい。ご苦労様でございました。 説明が終わりましたので、これより議案第 8 号について審議を行います。質疑を許します。質疑ございませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 8 号は原案のとおり、承認することに決定いたしました。 以上で、議案審議について終了いたしました。 続きまして、報告事項、報告第 4 号から 6 号について事務局より説明願います。
事務局	報告第 4 号、農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。 照会農地は、大畑町谷地道 4 2 8 番、他 2 筆、登記「田」、台帳地目「非農地」、面積合計 7, 8 2 1 m²、農業振興地域内、農用地区域内農地であり、申請者本人からの照会です。 2 0 2 1 (令和 3) 年の農地利用状況調査において、再生困難農地に分類され、第 8 0 2 回総会で非農地の承認を得ていることから、「非農地」とであると回答しております。

続きまして、報告第 5 号、農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会農地は、大字奥内字金谷沢 1 番 4 2 3、登記「畑」、台帳地目「畑」、面積 5 9 1. 5 3 m²、農業振興地域内、農用地区域外の農地で、申請者本人からの照会です。

5 月 2 2 日に新堂委員、西村委員、立花推進委員、事務局で現地調査したところ、人為的に無断転用された土地で、農地への復元が著しく困難であり、かつ、他法令の許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地と判断できるため「非農地」であると回答しております。

続きまして、報告第 6 号、令和 7 年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、ご説明いたします。3 0 ページをお開きください。

目標の箇所は説明済みですので、実績の説明のみとさせていただきます。

ページⅡの最適化活動の実施状況、1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積です。③の実績ですが、令和 7 年度の新規集積面積は前年度集積面積に対し 1 3 ヘクタール減少しました。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消についてです。3 1 ページをお開きください。③の実績ですが、今年度の緑区分遊休農地の解消は 0 (ゼロ)ヘクタールでした。前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積はありませんでした。④のその他は、令和 7 年度の農地利用状況調査、農地パトロールの結果、1 号遊休農地面積は合計 4 1 9 ヘクタール確認され、緑区分 2 6 7 ヘクタール、黄区分が 1 5 2 ヘクタールでした。

農地利用意向調査は、遊休農地の所有者等に対し、意向調査票を郵送する方法で実施し、現在調査結果を集計中です。

次に、3 2 ページです。(3)新規参入の促進についてですが、令和 6 年度の新規参入者は 1 経営体で、その他に権利移動した面積は 0. 8 ヘクタールでした。

次に、3 3 ページをお開きください。2 最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数実績は、2 月に地域計画に関する地区懇談会を実施し、3 月に意向調査実施で 2 回でした。

次に(3)新規参入相談会への参加についてですが、実績は 1 回で「県営農学校への現地視察」へ 1 3 名の方が参加しました。

以上の結果から、農業委員会の目標達成状況全体の評価は「目標に対し、期待どおりの結果が得られた」となりました。

推進委員等の点検・評価結果は、目標に対して期待をやや下回る結果となったが 2 8 名でした。これは、みなさんが提出した活動記録の内容と回数を集計したものと農地集積面積、遊休農地の解消面積、新規参入者への農地集積面積等を地区ごとに分析し、国の採点表にあてはめた結果です。

最後にⅢ事務の実施状況については、令和 7 年度総会の開催実績を取りまとめて記載したものですので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長(坂本会長)	以上で、本日の議案審議は全て終了しました。 その他、委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。
各委員	(なし)
議長(坂本会長)	それでは、以上をもちまして、むつ市農業委員会第853回総会を閉会いたします。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 村 口 利 光

会議録署名委員 畑 中 光 政